

■ 保険・貸付制度・町営住宅について

1 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者を扶養している方が生存中に一定額の掛け金を納付することにより、万一死亡又は重度の障がいをお持ちになった時に、残された心身障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。

問合せ先	渡島総合振興局保健環境部 社会福祉課	電話 (0138) 47-9537
------	--------------------	-------------------

2 生活福祉資金の貸し付け

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない障がいのある方などに対し、必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。

(1)総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付けを受けることにより自立が見込まれる世帯へ貸付けする資金です。

総合支援資金は「生活支援費」「住宅入居費」「一時生活再建費」の3つがあります。

資金種類	使途内容	貸付限度額	償還期間
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間 原則 3 月、最長 12 月以内）	月額 20 万円以内 (単身世帯は月額 15 万円以内)	10 年以内
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60 万円以内	

【利子】連帯保証人を立てる場合は無利子。立てない場合は年 1.5%

(2)-①福祉資金緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な少額の費用を貸付けます。緊急小口資金を利用するにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法にもとづく自立相談支援機関による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意し

ていることを要件とします。(一定の安定した収入があり、一過性の事由により資金を必要としている場合を除く。)

資金種類	使途内容	貸付限度額	償還期間
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となる場合	10万円以内	12月以内

【利子】無利子

(2)-②福祉資金福祉費

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用を貸付けします。

資金の種類	貸付限度額	償還期間
①生業を営むために必要な経費	460万円	20年以内
②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円	8年以内
③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年以内
④福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年以内
⑤障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年以内
⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	10年以内
⑦負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年以内の場合は170万円、1年6月以内の場合は230万円	5年以内
⑧介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年以内の場合は170万円	5年以内

	1年6月以内の場合は 230万円	
⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年以内
⑩冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年以内
⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年以内
⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年以内
⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年以内

【利子】連帯保証人を立てる場合は無利子。立てない場合は年1.5%

(3)教育支援資金

教育支援資金は、高等学校、大学、高等専門学校就学に際し必要な経費「教育支援費」と、入学に際し必要な経費「就学支度費」の2つがあります。

資金種類		貸付限度額	償還期間
就学支度費		50万円以内	20年以内
教育支援費	高等学校（専修学校高等課程含む）	月額 3.5万円以内	（貸付額により期間の目安あり）
	高等専門学校	月額 6万円以内	
	短期大学（専修学校専門課程含む）	月額 6万円以内	
	大学	月額 6.5万円以内	

【利子】無利子

※高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含みます。）

※大学（短期大学および専修学校の専門課程を含みます。）

※掲載している内容以外にも条件がありますので、各窓口にてご相談ください。

問合せ先	八雲町社会福祉協議会（シルバープラザ内）	電話（0137）64-2112
	八雲町社会福祉協議会熊石支所 （熊石総合支所内）	電話（01398）2-2816

3 町営住宅

入居者の募集は毎月『広報やくも』に掲載しています。

なお、心身障がい者世帯の入居にあたっては、配慮されますのでご相談ください。

問合せ先	役場建設課 管理係	電話（0137）62-2115
	熊石総合支所地域振興課 建設水道係	電話（01398）2-3111